（デジタル庁統括官付参事官）
　デジタル事務官　　鈴野　崇
内閣事務官（内閣官房副長官補付企画官）の併任を解除する（以上九月一日）

公正取引委員会

（審査局審査長（第一審査長）のもとの上席審査専門官）内閣府事務官
　官房付に配置換する　　大泉玄之助
（官房付）同　　川崎　豊
官房総務課企画官に昇任させる
（官房総務課企画官）同　　佐藤　正直
審査局審査長（第一審査長）のもとの上席審査専門官に配置換する（以上九月一日）

法　務　省

（広島地方検察庁検事正）検事　　平光　信隆
最高検察庁検事に配置換する
（最高検察庁検事）同　　藤本　治彦
広島地方検察庁検事正に配置換する
（同）同　　杉山　徳明
最高検察庁監察指導部長を命ずる
（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　　久田　皓士
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
法務事務官（法務省訟務局付）に併任する
（東京地方検察庁検事）検事　　伊藤みずき
法務教官（法務総合研究所教官）に併任する
（東京地方検察庁検事法務省刑事局付）同　　阪本　英晃
法務省刑事局付に充てることを解く
（東京地方検察庁検事兼法務総合研究所教官）検事兼法務教官　　廣田　桂
法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する
（さいたま地方検察庁検事）検事　　脇坂　涼平
東京地方検察庁検事に配置換する
（岐阜地方検察庁検事）同　　白石　友香
名古屋高等検察庁検事に配置換する
（名古屋高等検察庁検事）同　　平山　陽子
名古屋地方検察庁検事に配置換する
（最高検察庁検事）同　　佐久間佳枝
（東京地方検察庁検事）同　　佐藤慎太郎
辞職を承認する（各通）
（田辺区検察庁副検事）副検事　　林　孝誠
大阪区検察庁副検事に配置換する
（大阪区検察庁副検事）同　　八十瀬匡洋
和歌山区検察庁副検事に配置換する
（和歌山区検察庁副検事）同　　藤井　秀仁
田辺区検察庁副検事に配置換する
　石井　忠雄　　齊木　敏文　　都築　政則
　三好　範英
難民審査参与員に任命する（各通）
　高橋　善也　　長谷川　保
日本司法支援センター監事に任命する（各通）（以上九月一日）

財　務　省

　末三　修　　細川　志織
独立行政法人酒類総合研究所監事に任命する（各通）（九月一日）

国土交通省

　齊藤　貴文　　東　高士　　北村　治樹
　田中　勇人　　山川　清徳　　三輪　善英
　伊藤　大介　　横山　博一　　大竹　将也
　増田裕一郎　　墳崎　正俊　　倉石　誠司
　松島　宇大　　石井　秀明　　渡邊　哲至
　小川　博之　　舟久保　敏　　鈴木　延明
　野口　透良　　勝又　賢人　　前田　亮
　松井　康治　　丸山　宏司　　髙木　直人
　行木　美弥　　近藤　貴幸　　荒川　真司
　蒲生　恵介　　櫻田　直樹　　洞澤　秀雄
　飯山真友子　　桐野　祐記　　佐藤　勝己
　豊田理恵子　　廣戸　訓　　槇　由紀
令和九年不動産鑑定士試験短答式試験試験委員に任命します
任期は令和九年六月三十日までとします（各通）
（八月三十一日）

最高裁判所

○定年退官
　簡易裁判所判事長谷川卓司は八月三十日限り定年退官

皇室事項

御見舞電報及び御答電

　令和八年熊本地震に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。
　ニカラグア大統領閣下
　クロアチア大統領閣下
　ネパール大統領閣下
　カンボジア国王陛下
　ブルガリア大統領閣下
　ヨルダン国王陛下
　スペイン国王陛下
　ポルトガル大統領閣下
　チュニジア大統領閣下
　タイ国王陛下
　ボスニア・ヘルツェゴビナ大統領評議会議長閣下
　イエメン大統領指導評議会議長閣下
　サウジアラビア二聖モスクの守護者サルマン国王
　ボスニア・ヘルツェゴビナ大統領評議会メンバー　ジェリカ・ツビヤノビッチ閣下

御弔電

　天皇陛下は、ノルウェー国王ハラルド五世陛下崩御につき、八月二十九日同国国王ホーコン八世陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電

　天皇陛下は、ベトナムの独立記念日につき、九月一日ベトナム共産党中央委員会書記長兼国家主席閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定の解除について

　令和８年８月19日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。
　令和８年９月３日
　農林水産大臣　鈴木　憲和

（特定保安林の指定の解除）
　特定保安林の所在場所　北海道空知郡上富良野町（以上１市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

　群馬労働局最低賃金公示第１号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
　令和８年９月３日
　群馬労働局長　上野　康博
　第４号中「１時間1,063円」を「１時間1,120円」に改める。

　石川労働局最低賃金公示第１号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
　令和８年９月３日
　石川労働局長　常盤　剛史
　第４号中「１時間1,054円」を「１時間1,113円」に改める。

　滋賀労働局最低賃金公示第１号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
　令和８年９月３日
　滋賀労働局長　田代　良文
　第４号中「１時間1,080円」を「１時間1,136円」に改める。

　和歌山労働局最低賃金公示第１号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
　令和８年９月３日
　和歌山労働局長　中山　始
　第４号中「１時間1,045円」を「１時間1,101円」に改める。